

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会
支える会居宅介護事業所（訪問介護）
平成28年度 事業計画書

1. 事業の実施方針

現在、加速する高齢化の中で介護等の支援の必要性は益々高くなっている。

その中で、本事業所は重症心身障害児者の支援を中心に事業を実施してきたノウハウを元に、その障害児者の介護等に長年携わってきた御両親が直面する介護等のニーズに対して、きめ細かに対応できる支援を実施していきたい。

事業の実施にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとし、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。利用者の所在する地域の居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして居宅介護、重度訪問介護事業等を実施し、総合的にサポートしていきたい。

2. 事業の実施に関する事項

イ) 介護保険法に規定される訪問介護を、下記業務を通じて適切に実施する。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事

★営業時間等：年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日（24時間）

★主な活動地域：大阪市阿倍野区、東住吉区、住吉区、平野区

ロ) 障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスの居宅介護を、下記業務を通じて適切に実施する。（重度訪問介護を含む）

- ① 居宅介護サービスの提供
- ② 介護計画の作成
- ③ 利用者負担額の作成
- ④ 介護給付費請求・受領業務
- ⑤ 利用者からの相談・苦情に関する業務等
- ⑥ 移動支援（地域生活支援事業に基づく外出支援等）

登録先予定：大阪市、吹田市、守口市、堺市、豊中市

★主たる対象者：身体障害、知的障害

★営業時間等：年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日（24時間）

★主な活動地域：大阪市阿倍野区、東住吉区、住吉区、平野区、天王寺区
浪速区、西成区、住之江区

- ・職員体制：管理者—1名（兼務）
サービス提供責任者—1名（兼務）
事務職員—1名（非常勤）
ヘルパー—4名（常勤2名、非常勤2名）

3. 研修等に関する事項

イ) ヘルパー業務の資質向上のための研修会を定期的を開催する。（月1回程度）
事業所内研修（法人主催研修も活用する）

- ①コミュニケーションに関する研修
- ②介護技術に関する研修
- ③職業倫理に関する研修
- ④健康及び衛生面に関する研修
- ⑤制度理解に関する研修

⑥事例研修

⑦メンタルヘルスケア研修

ロ) 事業所外部研修 随時ヘルパー等に発信し資質向上に努める

ハ) 情報交換及び資質向上のための会議 (月1回程度)

① ケース検討会議

② 担当連絡調整会議

③ スタッフ会議 (月1回)

4. その他

・定期健康診断に実施

継続的に勤務するヘルパー全員への検診の実施

実施時期：随時 (年1回の実施になるように調整)

・サービスに関するアンケート調査の実施 (利用者・ヘルパー)